

平成 27 年 7 月 11 日

**「福島 12 市町村の将来像に関する有識者検討会
提言(素案)」についての意見**

1 2 市町村

No.	頁	行	分野	意見の内容	市町村名
1	3	10	総論(はじめに)	「ふるさと」を再生することは国の責務として実現しなければならない最大の使命」とあるが、各論において国の関与があまり書き込まれていない。それぞれの課題で国の関与のあり方を追記するとともに、必要な財源の確保についても追記すべき。	双葉町
2	3	10	はじめに	「この地域に住む人々が夢と誇りを持ち、健康で心豊かな暮らしができる「ふるさと」を再生することは、国の責務として実現しなければならない最大の使命である。」 →将来像を実現するための国として主体組織が、時限組織である復興庁から継承していく組織と長期的に必要な財源の担保が必要であることを明記していただきたい。	浪江町
3	3	10	総論(はじめに)	【追記】 <u>自治体・地域は、人が住み・生活することで成り立っていることを忘れてはいけない。そこで、徹底した除染を進めることを優先し、この地域に居住する人口を〇〇〇人と設定し、各種課題を解決し、この地の将来像を描くこととする。また、各自治体の帰還できる時期には相違が生じていることから広域的な連携を踏まえた上で、帰還する住民や新たに居住する住民の生活に不都合をきたすことの無い、住民サイドに立った施策を施し、十分な対応を講ずることとする。特にこの地を今後支える子供たちや若者に対しては、教育環境や子育て環境の充実を図り、好んでこの地に住み続ける施策を掲げ、この地の魅力を増幅させていく。さらに各自治体が行政運営を図る上で財政面に支障をきたすことの無いよう国は、この地域を支え全面的に支援しなければならない。</u>	川内村
4	4	6	総論(はじめに)	【修正】 <u>本年4月から楡葉町で準備宿泊が開始されるなどまた、楡葉町は本年9月5日に避難指示が解除される旨、国より伝達されるなど、解除に向けた動きが進みつつある。</u>	楡葉町
5	5	7	総論(はじめに)	【追記】 <u>除染が終了したが、住民の不安を解消するための除染には至っておらず、住民の求める更なるフォローアップ除染を徹底しながら、残りの市町村でも除染作業が進められている。</u>	川内村
6	5	9	総論(はじめに)	【修正】 <u>国とが地元住民へ説明するとともに、富岡町、楡葉町及び福島県との間で協議が進められている。</u>	富岡町

No.	頁	行	分野	意見の内容	市町村名
7	6	16	総論(はじめに)	「将来像の検討に当たっては、30～40年後の目指すべき将来コンセプトを示すとともに、2020年をターゲットにした具体的なビジョンを示すこととした。」 各項目等について、そのような内容にしていきたい。	広野町
8	6	18	はじめに	「2020年をターゲットにした具体的なビジョンを示すこととした。」 →5年後の具体的なビジョンがイメージしにくい。 例えば、提言案の各所に散らされているイメージ図を重ね合わせるなどの加工を施して、一目でわかる総括イメージ図を挿入していきたい。	浪江町
9	7		総論(検討の視点及び基本的方向)	国、県、市町村及び復興関係機関の役割について総論の部分に追記すべき。	大熊町
10	7	23	総論(検討の視点及び基本的方向)	「自立した地域・生活を取り戻すため・・・生活観光の整備が前提として不可欠」の記載に対して、広域的な視点に立った場合の広域連携の範囲は、どのように考えるのかを示すべきと考えます。	川内村
11	8	19	総論(検討の視点及び基本的方向)	「広域的な視点・・・目指していく」、「単独の市町村・・・必要がある」とあるが、12市町村全体を広域的な範囲と考えるのか、相馬市方・双葉地方・その他のエリアなどと広域的な連携においても、そのテーマに応じて違ってくると思われるので、より具体的なエリアを示し、取組まなければ、実現性が乏しくなってしまうように考えられる。(各自治体の帰還の時期も考慮し)	川内村
12	8	11	総論(検討の視点及び基本的方向)	福島第2原子力発電所の将来に関する記載が必要。	広野町
13	9		総論(目指すべき30～40年後の絵姿)	帰還困難区域における今後の具体的な絵姿について総論の部分に追記すべき。	大熊町
14	9		総論(目指すべき30～40年後の絵姿)	文章中の「目指す」の表現は、実現する意味での表現に訂正すべきと考えます。	川内村
15	9	24	総論(目指すべき30～40年後の絵姿)	【修正】 震災や原発事故によりこの地で急激に顕在化することが予想される人口減少や～	南相馬市

No.	頁	行	分野	意見の内容	市町村名
16	10	3	総論(目指すべき30～40年後の絵姿)	【修正】 「中長期ロードマップに沿って、 <u>廃炉措置が終了・汚染水対策は収束している。</u> 」	双葉町
17	10	7	総論(目指すべき30～40年後の絵姿)	「空間線量の推移については、30～40年後には物理減衰のみでかなり低減が見られ、～見られる。」とあるが、人的減衰についての表現も必要である。(人的減衰(除染)も実施しながらより一層の低減を図っていくなど)	南相馬市
18	10	8	総論(目指すべき30～40年後の絵姿)	【追記】 空間線量の推移については、30～40年後には物理減衰のみでかなりの低減が見られ、 <u>現在は帰還困難区域に指定されているところにあっても、自然減衰のみで除染可能な水準まで空間線量は大幅に低減する。こうしたことを踏まえ、現在は帰還困難区域に指定されているところにあっても、全面的な除染が進められ、インフラ整備や新たなまちづくりと相まって、居住環境が再生している。</u>	双葉町
19	10	11	総論(目指すべき30～40年後の絵姿)	「震災前から～見込まれる」とあるが内容の変更が必要である。30～40年後の状況ではなく、2020年時点をとらえた内容となっている。	南相馬市
20	10	19	総論(目指すべき30～40年後の絵姿)	「震災前の見通し・・・見込まれる」表現については、より前向きな表現にするべき。	川内村
21	10	20	総論(目指すべき30～40年後の絵姿)	【追記】 <u>そのため、このことを目標として、現在は帰還困難区域とされている地域を含めて、国の責務として、イノベーション・コースト構想をはじめ、新たな産業の創出を図るとともに、魅力ある住環境と産業基盤が整った復興拠点を中心とした、新たな復興まちづくりを強力に推進する。</u>	双葉町
22	12		(1)産業・生業(なりわい)の再生・創出 (i)新産業の創出と事業生業の再建	「4. 2020年に向けた具体的な課題と取組」の中に「除染の推進と今後の方向性」についての明記が無いため明記すべきではないか。	大熊町

No.	頁	行	分野	意見の内容	市町村名
23	12	7	(1)産業・生業(なりわい)の再生・創出 (i)新産業の創出と事業生業の再建	【修正】 帰還困難区域においては、放射線量の低減を踏まえた復興拠点となる地域について避難指示区域の見直し等が検討されて、 <u>避難指示区域の見直し等が検討され、復興に向けて動き始めている</u> た植音が各地で響いている。	双葉町
24	12	8	(1)産業・生業(なりわい)の再生・創出 (i)新産業の創出と事業生業の再建	【削除】 これらにより、家族そろって2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会を応援することが可能となる。	大熊町
25	12	9	(1)産業・生業(なりわい)の再生・創出 (i)新産業の創出と事業生業の再建	【修正】 家族そろって2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会を応援することが可能となる <u>一部の地域で期待される。</u>	富岡町
26	12	32	(1)産業・生業(なりわい)の再生・創出 (i)新産業の創出と事業生業の再建	【修正】 震災前の構造を見ても、相双地区は電力、とりわけ原発への依存度に関わるものが非常に大きく、	富岡町
27	12	32	(1)産業・生業(なりわい)の再生・創出 (i)新産業の創出と事業・生業の再建	【追加】 ～、とりわけ <u>双葉地域</u> は原発への依存度が非常に大きく、	南相馬市
28	12	34	(1)産業・生業(なりわい)の再生・創出 (i)新産業の創出と事業生業の再建	【追記】 そのため、各市町村の復興計画に基づき、福島再生加速化交付金を活用した産業団地等の整備を進めるとともに、企業立地補助金等の財政上の措置を継続・拡充し、新たな産業・雇用の場の確保を強力に推し進める。	双葉町
29	16		(1)産業・生業(なりわい)の再生・創出 (i)新産業の創出と事業生業の再建	構想実現のため必要とされる生活環境整備に対する具体的な記述が必要	広野町
30	17	1	(1)産業・生業(なりわい)の再生・創出 (i)新産業の創出と事業・生業の再建	【削除】 新産業を誘致するに当たっては、地元で廃業せず再開している～	南相馬市

No.	頁	行	分野	意見の内容	市町村名
31	17	28	(1)産業・生業(なりわい)の再生・創出 (i)新産業の創出と事業・生業の再建	「民間主導で人材を各自治体に派遣し～」とあるが実施実績があるため、表現の訂正が必要である。	南相馬市
32	17	31	(1)産業・生業(なりわい)の再生・創出 (i)新産業の創出と事業・生業の再建	【削除】 震災地である宮城、岩手の先進事例を学び～必要がある。	南相馬市
33	18	12	(1)産業・生業(なりわい)の再生・創出 (i)新産業の創出と事業・生業の再建	【削除】 ある種究極の条件不利地	富岡町
34	18	31	(1)産業・生業(なりわい)の再生・創出 (ii)基幹産業である農林水産業の再生	「しかしながら・・・深刻化している」の表現に対して、収益の見込める産業育成を図ることを記載すべきと考えます。	川内村
35	20		(1)産業・生業(なりわい)の再生・創出 (ii)基幹産業である農林水産業の再生	12市町村全てを載せるべき。	広野町
36	21	12	(1)産業・生業(なりわい)の再生・創出 (ii)基幹産業である農林水産業の再生	「生産者に対するきめ細やかな支援を行う必要がある」の実施主体を追記すべき。	大熊町
37	22	5	(1)産業・生業(なりわい)の再生・創出 (ii)基幹産業である農林水産業の再生	「放射性物質の吸収抑制対策や検査等の取組みを進めている」の実施主体を追記すべき。	大熊町
38	23	9	(1)産業・生業(なりわい)の再生・創出 (ii)基幹産業である農林水産業の再生	「市町村が地域の農業者の意向等を踏まえ、国、県の支援を得つつ、地域農業の将来像を策定する」とあるが、地域農業の将来像を策定する主体は、国及び県であるべき。	大熊町

No.	頁	行	分野	意見の内容	市町村名
39	24	6	(1)産業・生業(なりわい)の再生・創出 (ii)基幹産業である農林水産業の再生	【修正】 (前略)スマート農業や放射性物質の影響が少ない農業(中略)、高付加価値化を目指す農業について、引き続き検討を進めていく必要があるの実現に向けて、モデル事業の実施をはじめ、国・県をあげて具体化が図れるように取り組む。	双葉町
40	24	14	(1)産業・生業(なりわい)の再生・創出 (ii)基幹産業である農林水産業の再生	【追記】 営農再開と地域農業の再生に向け、 <u>捕獲後の処分の仕方も含め</u> 引き続き必要な対策を講じていく必要がある。	葛尾村
41	25	7	(1)産業・生業(なりわい)の再生・創出 (ii)基幹産業である農林水産業の再生	森林・林業の再生について、できるだけ具体的な取組、ビジョンを盛り込んで記述を増やしていただきたい。	葛尾村
42	25	11	(1)産業・生業(なりわい)の再生・創出 (ii)基幹産業である農林水産業の再生	「森林内の・・・抑制する必要がある。」福島県全域の中では、放射性物質が少ない地区もあると思われるが、12市町村内では放射能の高い地区もあるので、表現を改めるべき	川内村
43	32	1	(2)住民生活に不可欠な健康・医療・介護(i)医療の充実による安心・安全の確保	「医療人材が散逸し、～」とあるが、「散逸」の表現を訂正すべきである。	南相馬市
44	32	11	(2)住民生活に不可欠な健康・医療・介護(i)医療の充実による安心・安全の確保	【追加】 「～協力の下、進められているところである。」	南相馬市
45	34	18	(2)住民生活に不可欠な健康・医療・介護(ii)高齢者の介護の充実、介護予防による健康な生活等の促進	帰還住民がどれぐらいになるか見込めない状況の中で、「地域包括ケアシステム」の仕組みの構築が可能であるのか。	広野町
46	36	15	(3)未来を担う、地域を担うひとづくり (i)地域の復興人材を育む先進的な教育の推進	【追記】 <u>国県及び学校</u> の設置自治体による検討	富岡町

No.	頁	行	分野	意見の内容	市町村名
47	36	141	(3)未来を担う、地域を担うひとづくり (i)地域の復興人材を育む先進的な教育の推進	【修正】 今後は、学校の所在地の復興状況を勘案して学校を再開できるよう、必要な環境整備を行っていくとともに、 <u>学校の設置自治体による検討が必要である。国・県・立地自治体が連携して、将来の福島県を担う人材の育成に努めていく必要がある。</u>	川俣町
48	37	9	(3)未来を担う、地域を担うひとづくり (i)地域の復興人材を育む先進的な教育の推進	【修正】 こうした現状の下、～ <u>長期的に展開していくことが望まれる</u> いかなければならない	南相馬市
49	37	表	(3)未来を担う、地域を担うひとづくり (i)地域の復興人材を育む先進的な教育の推進	「◎震災により移転した高校(サテライト校)」 (下部に追加) 「◎震災後に募集停止のあった高校」 ※「川俣高校」を記載してほしい。	川俣町
50	38	8	(3)未来を担う、地域を担うひとづくり (i)地域の復興人材を育む先進的な教育の推進	【修正】 ～再開している <u>双葉郡避難指示区域内の小・中学校</u> ～	南相馬市
51	39		(3)未来を担う、地域を担うひとづくり (i)地域の復興人材を育む先進的な教育の推進	× 葛尾町 ↓ ○ 葛尾村	葛尾村
52	39	5	(3)未来を担う、地域を担うひとづくり (i)地域の復興人材を育む先進的な教育の推進	【修正】 ～ <u>ふたば未来学園高等学校と双葉郡避難指示区域内の他の教育施設</u> ～	南相馬市
53	39	1～	(3)未来を担う、地域を担うひとづくり (i)地域の復興人材を育む先進的な教育の推進	避難している子供たちや住民との絆づくりなどの、多様な主体との連携による教育の充実の必要性などについてもうたわれており、	葛尾村
54	40		(3)未来を担う、地域を担うひとづくり (ii)新たな産業構造における中核的な人材の育成	福島12市町村内に大学はないため、更なる専門的な教育の場として、福島県立テクノアカデミー浜を大学として格上げを行い、県内、県外問わず専門的な人材育成を担っていく必要がある。	南相馬市
55	40	13	(3)未来を担う、地域を担うひとづくり (ii)新たな産業構造における中核的な人材の育成	新たな産業の創造に必要とされる人材をこの地において育成していくと示されているが、具体的な記述が必要	広野町

No.	頁	行	分野	意見の内容	市町村名
56	40	31	(3)未来を担う、地域を担うひとづくり (ii)新たな産業構造下における中核的な人材の育成	【修正】 国の参画のもと、県が、福島12市町村や福島12市町村の商工団体等と連携し、検討を進める。 ↓ 「 <u>県と福島12市町村、福島12市町村の商工団体等は、連携して検討を進め、国はそれを積極的に支援していく。</u> 」	川俣町
57	41	11	(3)未来を担う、地域を担うひとづくり (ii)新たな産業構造下における中核的な人材の育成	より具体的な国機関の設置を追記すべきと考えます。	川内村
58	44	7	(4)広域インフラ整備・まちづくり・広域連携(i)広域インフラ整備	【追加】 ～(仮)双葉インターチェンジ、(仮)小高インターチェンジ、(仮)富岡南インターチェンジ	南相馬市
59	44	10	広域インフラ	「暫定2車線で供用中のいわき中央インターチェンジ以北の区間について…4車線化をと渋滞対策に関して検討する必要がある。」 →「4車線化をと渋滞対策に関して <u>早急に</u> 検討する必要がある。」	浪江町
60	44	15	広域インフラ	「また、各市町村の復興拠点等とインターチェンジ等を結ぶアクセス道路についても、拠点の機能強化の観点から必要な整備を行う必要がある。」 →「また、各市町村の復興拠点等とインターチェンジ等を結ぶアクセス道路についても、拠点の機能強化の観点から必要な整備を行う必要がある。 <u>整備に当たっては、社会資本総合整備交付金(復興枠)をフルに活用し、復興の加速につなげる必要がある。</u> 」 を追記	浪江町
61	44	23	(4)広域インフラ整備・まちづくり・広域連携(i)広域インフラ整備	【追記】 <u>国県市町村</u> が中心に	富岡町
62	44	142	(4)広域インフラ整備・まちづくり・広域連携(i)広域インフラ整備	【修正】 ・4車線化や渋滞対策に関して <u>検討実施</u> する ・緊急処置などの対応を <u>検討実施</u> する	川内村
63	45	18	(4)広域インフラ整備・まちづくり・広域連携(i)広域インフラ整備	【修正】 <u>全線開通を目指す必要がある実施</u> する	川内村
64	47		(4)広域インフラ整備・まちづくり・広域連携(ii)まちづくり	表中、いいたてまでいな復興計画を(第4版)から(第5版)に修正願います。 また、策定年月日を平成26年6月20日から平成27年6月17日に修正願います。	飯舘村

No.	頁	行	分野	意見の内容	市町村名
65	47		(4)広域インフラ整備・まちづくり・広域連携(ii)まちづくり	× 葛尾村復興計画 ↓ ○ 葛尾村復興計画(第一次)	葛尾村
66	47		(4)広域インフラ整備・まちづくり・広域連携(ii)まちづくり	表の田村市震災等復興ビジョンの策定日を平成24年3月に修正してほしい	田村市
67	47	9	(4)広域インフラ整備・まちづくり・広域連携(ii)まちづくり	【修正】 南相馬市総合復興復興総合計画	南相馬市
68	48		(4)広域インフラ整備・まちづくり・広域連携(ii)まちづくり	上段絵図面中、最上段の右側、拠点機能中、農業の後に商業を追記願います	飯舘村
69	48	1	図：避難地域の復興拠点等一覧	楢葉コンパクトタウン(楢葉町) 拠点機能：住居、商業、交流、農業医療等	楢葉町
70	48	1	(4)広域インフラ整備・まちづくり・広域連携(ii)まちづくり	【追加】 南相馬市小高駅前周辺地区(南相馬市) 拠点機能の追加 「住居、商業、福祉、子育て等」	南相馬市
71	48	8	(4)広域インフラ整備・まちづくり・広域連携(ii)まちづくり	「まちづくり・・・尊重すべきである。」その後に、市町村が実施するための財源措置についても明記すべき。	川内村
72	50	2	まちづくり	「帰還する住民、帰還しない住民が混在する土地を集約・整理するなどとともに・・・」 →将来像は、30～40年後の将来像であり、「いずれ帰る」という町民の方にとっても、ふるさとの将来像であるため、少なくとも冒頭の「はじめに」のところ、あるいは「おわりに」のところで、「いずれ帰る」という町民の方へも配慮した文言を入れていただきたい。	浪江町
73	50	19	(4)広域インフラ整備・まちづくり・広域連携(ii)まちづくり	「平成27年5月7日に交付及び同日施行された福島復興再生特別措置法の一部を改正する法律(平成27年法律第20号)により「一団地の復興再生拠点」が新たに創設されており、地域の実情に応じてこのような手法により整備を行うことも検討すべきである。」とあるが、大別された①、②についても特措法で創設された「復興再生拠点」としての手法による整備を明記すべき。	南相馬市

No.	頁	行	分野	意見の内容	市町村名
74	50	20	まちづくり	「福島復興再生特別措置法の一部を改正する法律により「一団地の復興再生拠点」が新たに創設されており、…」 →改正法に関する附帯決議において、一団地の復興再生拠点整備制度を希望する市町村が幅広く活用できるようにすることが加えられている。新市街地形成だけでなく、既存市街地の再生においても可能な限り適用し、復興拠点整備の加速を進めるよう提言書に盛り込んでいただきたい。	浪江町
75	50	28	(4)広域インフラ整備・まちづくり・広域連携(ii)まちづくり	【追記】 大熊町ではこのような計画を復興ビジョン等で公表したことにより、また、 <u>双葉町においても、同町が策定した「双葉町復興まちづくり長期ビジョン」に基づき、中野地区における復興産業拠点の整備のほか、JR双葉駅西側にコンパクトな新たな街を整備していくこととされている。</u> <u>このように、帰還困難区域が町の太宗を占める大熊町や双葉町においても、復興ビジョンが具体化していく中で、帰還を希望する住民が増加するなど(後略)</u>	双葉町
76	51	3	(4)広域インフラ整備・まちづくり・広域連携(iii)広域連携	長期的な展望を持った地域づくりの方向性が示されているが、具体的な時間軸の設定が必要。	広野町
77	53	6	(4)広域インフラ整備・まちづくり・広域連携(ii)まちづくり	まちづくりを進める地方公共団体の人的、財政的支援を盛り込むことが必要と考えます	飯舘村
78	53	23	(4)広域インフラ整備・まちづくり・広域連携(ii)まちづくり	【削除】 特に福島12市町村は被災地の中でも過疎と高齢化という課題が最も深刻な、いわば課題先進地の最前線であり、	富岡町
79	54	12	(4)広域インフラ整備・まちづくり・広域連携(iii)広域連携	【追記】 駅機能の総合的改善を行うことも併せて <u>国県市町村</u> が	富岡町
80	54	19	(4)広域インフラ整備・まちづくり・広域連携(iii)広域連携	「長期的…限界がある」 文章の修正を求めたい。 今後10年程度は必要な財政支出を抑制することが難しいと思われるため。	川内村

No.	頁	行	分野	意見の内容	市町村名
81	55		(4)広域インフラ整備・まちづくり・広域連携(iii)広域連携	<一般廃棄物>の行(広野町～葛尾村) ×双葉地方市町村圏組合 ↓ ○双葉地方広域市町村圏組合	葛尾村
82	56	6	(4)広域インフラ整備・まちづくり・広域連携(iii)広域連携	【修正】 「広域行政主体である県のが主導的役割を担うが期待される」	川内村
83	61	3	(5)観光振興	×富岡町夜ノ森の ↓ ○富岡町夜 ノ 森の	富岡町
84	62		(5)観光振興	現状:「せせらぎ荘」のみ。 ↓ 「もりもりランドかつらお」を追加。	葛尾村
85	62	13	(5)観光振興	【修正】 ～アフターDCデスティネーションキャンペーンを開催する予定である。	南相馬市
86	64	10	(5)観光振興	【修正】 「4 (5) (4)(i)」	南相馬市
87	65		(5)観光振興	海に面した地域の特色を活かして、サーフィンやキャンプ、海水浴などの観光資源の回復と海岸を活用した年間を通した新たな観光資源を発掘し観光に繋げる必要がある。	南相馬市
88	65		(5)観光振興	地域文化として、野馬追の世界無形遺産登録の加速化を目指し、世界のブランドとして活性化を行う必要がある。	南相馬市
89	65	図	(5)観光振興	12市町村で体感できるものをアピール	富岡町
90	74	13	(7)文化・スポーツ振興(i)文化芸術の振興	文化芸術の振興には、外部人材の協力も必要であることから、広野町の取り組みを追加していただきたい。	広野町
91	77	15	おわりに	【修正】 今後、～そのための取組体制の構築を検討する必要がある <u>しなければならない</u> 。	南相馬市
92	78	11	おわりに	「この地域を復興・再生させることは国の責務である。…その責務を真摯に、かつ、国の威信をかけてあらゆる知恵と力を結集し、省庁の垣根を越え政府一体となって総力で実行していく必要がある。」 →将来像を実現するための国として主体組織が、時限組織である復興庁から継承していく組織と長期的に必要な財源の担保が必要であることを明記していただきたい。	浪江町

No.	頁	行	分野	意見の内容	市町村名
93	78	12	おわりに	【削除】 省庁の垣根を越え政府一体となって総力で実行していく必要がある。」	川内村
94	78	17	おわりに	【修正】 そのための取組体制の構築を検討する必要がある図る。	川内村
95			全体	12市町村は、各々が抱えている状況や事情に相違があり、広域的に統一した将来像を描くうえでも大変難しいと推測されます。各自治体のタイムスケジュールを掲げ、どの時期に何が必要かを明示し、連携・調整を図ることにより、適切な将来像の示し方や重複した投資の無駄を省くことができ、効率的な事業展開を図ることが出来ると思われま。	川内村
96			全体	「ふるさとを再生することを国の責務として実現することが最大の使命」としたこと、及び有識者の皆様が、12市町村の課題の核心部分に触れられたことを評価したい。	葛尾村
97			全体	ほとんどの項目で、必要性・重要性を認識する記述と、既に県や12市町村で動き出している施策をさらに推進する記述となっている。必要性・重要性を認識したうえで具体的な事業及びそのための国の予算を示さなければ、将来に希望を持たない。	葛尾村
98			全体	個別的には、12市町村の中で、廃炉にかかわる数千人規模の作業員を経済の活性化に見込める地域は限られている。本村のように地理的条件等が不利な地域については、別の対策を示すべきと考える。	葛尾村
99			全体	具体的には、前回(6/15現地会合時)も意見として述べさせていただいたが、若い世代の帰村あるいは流入を促進させるために産業や子育て支援等の分野で、魅力を示せるかどうかにかかっており、国の具体的かつ特別な支援策を記述してもらいたい。	葛尾村
100			全体	県では、「福島県再生可能エネルギー推進ビジョン」において、「2040年頃を目処に、県内のエネルギー需要量の100%以上に相当する量のエネルギーを再生可能エネルギーで生み出す」ことを目指していることから、30～40年後の絵姿を描くにあたって、12市町村は「再生エネの先導的な役割を担う地域」と位置付けた上で、具体的な取組を含め、提言の中に盛り込んでいただきたい。 ※葛尾村では、「かつらお再生戦略プラン」において、「再生可能エネルギーを活用した復興まちづくり」を模索しており、日大工学部との包括連携協定締結、福大とのFS調査等に取り組んでいる。	葛尾村